

導入直前！！自社のインボイスは要件を満たしていますか？

インボイス制度開始まであと 2 ヶ月を切りました。自社発行の請求書等のインボイス制度への対応はお済でしょうか？今一度インボイスに必要な「記載事項」に漏れがないか、取引先との調整や請求書等発行システムの対応は進んでいるかを確認しましょう。

「適格請求書発行事業者」の登録申請は済みましたか？

(1) 未申請の方は早めに申請しましょう

インボイス制度が開始される 10 月 1 日から、「適格請求書発行事業者」となるための登録申請期限は 9 月 30 日です。ただし、申請後、登録通知が届くまでにはおよそ 2 週間程度かかるとされていますので、未申請の方で 10 月 1 日からの登録を希望される方は、早めの申請を心がけましょう。

(2) 適格請求書発行事業者に登録するかどうかの検討ポイント

未申請の方が、適格請求書発行事業者に登録するかどうかを思案されているのであれば、以下の点を参考に検討しましょう。

得意先はインボイスを必要としていますか

得意先が、消費税の免税事業者・簡易課税制度を選択している課税事業者・一般の消費者の場合は、インボイスの保存を必要としないため、適格請求書発行事業者に登録しなくても事業に支障はないと考えられます。登録するかどうかは慎重にご判断ください。

免税事業者から課税事業者になった場合には、負担軽減措置があります。

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった場合は、納付する消費税額を売上に係る消費税額の 2 割とする特例があります（令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間が対象です）。

最終確認！インボイスの「記載事項」

(1) 記載事項の漏れはありませんか？

インボイスの場合

インボイス制度では、現在使用している請求書等（区分記載請求書等）の記載事項に加えて、新たに以下の記載が必要になります。漏れがないか確認しましょう。

- ・登録番号（「T」+ 13 桁の数字）
- ・適用税率
- ・税率ごとに区分した消費税額等

簡易インボイス（レシート類）の場合

簡易インボイスは、小売業、飲食業、タクシー業や駐車場業など不特定多数の者に対して販売等を行う事業者が発行できるものです。簡易インボイスとするレシートや領収書等が発行する場合は、現在の記載事項に加えて、以下の記載が必要です。

- ・登録番号（「T」+ 13 桁の数字）
- ・税率ごとに区分した消費税額等または適用税率（両方の記載も可）

レシート類を発行するレジシステム、食券券売機、時間貸し駐車場の料金精算機などのメーカーやリース会社にも確認しましょう。

(2) インボイスの氏名・名簿等は屋号も可

インボイスには、氏名や名称の記載が必要ですが、名称については屋号や省略した名称などの記載が認められています。ただし、電話番号を記載するなどしてインボイスを発行する事業者が特定できることが必要です。

(3) 1円未満の端数処理は1つのインボイスにつき1回のみ

インボイスには、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要がありますが、1円未満の端数が生じた場合、端数処理は1つのインボイスにつき税率ごとに1回のみとなります(図表参照)。端数処理の方法(切上げ、切捨て、四捨五入)は事業者の任意です。

インボイスの明細行に記載された個々の商品ごとに消費税額等を計算して1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することはできませんので注意が必要です。

図表 端数処理は1回のみ(様式例)

○ 認められる例

請求書 ○年10月31日
(株)〇〇御中 (株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123…)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/2	玉ねぎ※	83	167	13,861	—
10/2	キャベツ※	197	67	13,199	—
10/16	花	57	77	4,389	—
10/16	肥料	57	417	23,769	—
8%対象 計				27,060	2,164
10%対象 計				28,158	2,815

税率ごとに1回の端数処理

✕ 認められない例

請求書 ○年10月31日
(株)〇〇御中 (株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123…)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/2	玉ねぎ※	83	167	13,861	1,108
10/2	キャベツ※	197	67	13,199	1,055
10/16	花	57	77	4,389	438
10/16	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象 計				27,060	2,163
10%対象 計				28,158	2,814

行ごとに端数処理 合算

国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

(4) 口座振替で家賃を受取る不動産賃貸業者のインボイス対応

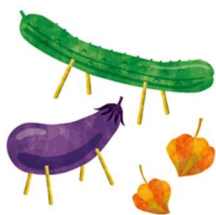
契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、買手が仕入税額控除を受けるには、原則としてインボイスの保存が必要です。しかし不動産賃貸業において、事務所・店舗等の家賃を口座振替(口座引落)によって受取り、請求書や領収書を発行しない場合があります。

また、借主が法人の場合、仕入税額控除を受けるためにインボイスの交付を求められる場合があります。不動産賃貸業の対応としては、以下の方法が考えられます。

- ・一定期間の家賃について、まとめてインボイスを発行する
- ・登録番号、適用税率、消費税額等の記載事項を不動産賃貸借契約書に記載する()
- ・令和5年9月30日以前からの契約については、契約書に不足している記載事項を借主に通知する。()

借主が契約書等とともに通帳等の記録を保存することで、インボイスの保存要件が満たされます。

№107 令和5年8月7日発行 【担当】加藤田 敏孝



【お盆休暇のお知らせ】

税理士法人 昴のお盆休みは、**8月11日(金)～8月15日(火)**です。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



税理士法人 昴

【熊本オフィス】
〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL:096-342-6307 FAX:096-342-6308

【筑紫野オフィス】
〒818-0023 福岡県筑紫野市若江140番地4-2階
TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206